

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)
 第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第四号中、第五号第十二項を、第五号第十三項に改め、同条第五号の二中、同条第六項を「同条第七項」に、同条第十三項を「同条第十四項」に、同条第十四項を「同条第十五項」に、同条第十五項を「同条第十六項」に改め、同条第七号中、第五号第二十一項を第五号第二十二項に、同条第二十二項を「同条第二十三項」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第二号イ中、第二十一条の三第一項に規定する食費等の費用基準額を「第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額」に、同令第二十一条の三第一項を「同令」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
 第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中、第五号第十七項第二号を「第五号第十八項第二号」に改める。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第十六条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条省令第一項中「第五号第十七項」を「第五号第十八項」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正)
 第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改める。

附則
 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第三号
 国土交通省令第三号

この省令は、平成二十三年九月二十二日
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 国土交通大臣 前田 武志

告 示

○厚生労働省告示第三百二十七号
 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生労働省告示第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十一日
 第一条中「第六百六十五条」を「第六百二十五条」に、国立障害者リハビリテーションセンター学院を「国立障害者リハビリテーションセンターの学院」に、同規則第七百四十二条を「同令第六百九十五条」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十八号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十一日
 本文中「第7」を「第8」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十九号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十一日
 第一の二の1中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

別表第三の一の項を次のように改める。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護
 重度訪問介護
 同行援護
 行動援護
 重度障害者等包括支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

○厚生労働省告示第三百三十号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十一日
 別表第一の2中「第9」を「第10」に、「第16」を「第17」に改め、同11の注中「第5第5第7第8第2号」を「第5第8第12第16第2号」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子